

居宅介護支援事業 運営規程

社会福祉法人 福福会

居宅介護支援事業所 福福の里

社会福祉法人福福会「福福の里」居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人「福福会」が開設する居宅介護支援事業所 福福の里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）について、その適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が適正な訪問調査及び居宅サービス計画の作成を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門員は、要介護者認定の訪問調査を行い、公平・中立の立場にたって、要援護者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、適切な居宅サービス計画の作成を行うことにより、在宅の要介護者を支える中核的な役割を担うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との連携に努め、総合的な居宅サービス計画の作成に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 居宅介護支援事業所 福福の里
所在地 千葉県東金市極楽寺字松山 163 番地 1
指定介護老人福祉施設 福福の里施設内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

2 管理者 1名
管理者は、事業所の専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
管理者は、事業の専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

3 介護支援専門員 1名以上
専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 1月2月3月1日から1月3日及び祝日を除く月曜日から土曜日までとする。但し、緊急時等においては、この限りではない。

2 営業時間 平日 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場合

ア 社会福祉法人福福会「福福の里」相談室等。

(2) 使用する課題分析方式は基本 23 項目を含むものとし、解決すべき課題に
対応する為の、居宅サービス計画の原案を作成する

(全国社会福祉協議会方式等)

(3) サービス担当者会議の開催場所

ア 事業所内又は利用者の居宅等。

(4) 専門員の居宅訪問頻度

ア 毎月一回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。(モニタリングにも当てる)

2 利用料は、厚生労働大臣の定める基準とするものとし、法定受領サービスである時は利用者からは徴収しない。但し、規程第7条に定める運営の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費で交通機関を利用した場合は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ア 運営の事業の実施地域を超えた地点から、片道 10 km 未満 300 円。

イ 運営の事業の実施地域を超えた地点から、片道 10 km 以上 1 km につき 50 円。

3 サービス記録の複写物の交付に関する料金は、1枚 20 円。

4 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(運営の事業の実施地域)

第7条 運営の事業の実施地域は、次のとおりとする。

東金市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町、千葉市若葉区（中野町）、
千葉市緑区（上大和田町・下大和田町）

2 その他、事業所において当事者間で相談して定めることとする。

(個人情報の保護)

第8条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を尊重し適切な管理を行う。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 高齢者の人権意識や支援技術の向上及び、組織として、安心・安全な質の高い支援を提供する姿勢と、虐待防止のための措置を講じなければならない。

- (1) 運営規程への定めと職員への周知徹底。
- (2) 責任者の選任と虐待防止委員会を設置する等の体制整備。
- (3) 倫理要綱・行動指針・掲示物記載と展示等の周知徹底。
- (4) 人権擁護、虐待防止知識や技術向上のための研修の実施。
- (5) 施設・事業所における虐待防止の責務。
- (6) 虐待の発生を確認した場合は指針に従って対応を行う。

(感染症感染防止対策事項)

第10条 感染症拡大防止の観点から、日頃の健康管理に留意するとともに、感染防止対策に向けた取り組みを徹底し、以下のような感染防止に向けた対策を取り組む。

- (1) 施設における感染対策の徹底を行う。
- (2) 感染症に備えた事前準備や協力医療機関(嘱託医)との連携体制の確保。
- (3) 感染症・濃厚接触者や疑わしき者が発生した場合の取り組み。
- (4) 情報共有・報告等の速やかな実施。
- (5) 消毒や清掃等の実施。
- (6) 感染症リーダーの設置。

(事故発生時における対応方法)

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

- 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続き)

第12条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合においては、当該事業所に設置された身体拘束廃止委員会のもと、定められた手続きにより行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、専門員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

- ア 採用時研修 採用後3ヶ月
- イ 繼続研修 年6回

- 2 専門員又は専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を専門員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他、必要事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月21日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。